

第3版はしがき

株主総会は、経営の付託を受けた役員が1年の成果を株主に報告し、会社の重要事項につき審議・決議する場である。企業トップが議事を進行するという意味においても、株式会社にとっての一大イベントであり、その実務に関わる者としては決して失敗は許されない。

本書『新・株主総会ガイドライン』は、東京弁護士会の会社法部が、株主の質問権、取締役・監査役の説明義務の範囲はどこまでなのかなど、株主総会当日の議事運営に関する法的基準を提言するものであるが、平成26年改正会社法を踏まえた第2版を発行してから10年を経た。

その間、令和元年改正があり、また、機関投資家の多様化、株主提案の増加、議決権行使基準の厳格化、総会運営のデジタル化の進展、ESGへの関心の高まりなど、株主総会を取り巻く環境も大きく変化している。そこで、かかる最近の状況を踏まえ、前版に適宜加筆・修正を施し、第3版を出版することとした。

今回の改訂に際しては、次の各部員で「株主総会ガイドライン改訂プロジェクト」を組成し、改訂作業を行った。

菅原貴与志、小野貴道、諏訪智紀、西川文彬、
磯野真宇、遠藤啓之、アロン・J・トーマス、山岡達也、
林康弘、服部滋多、三木原健太

本書では、最新法令や裁判例を交えながら、株主総会の実務が直面する様々な課題や、それに対する具体的な対応について提言することに努めた。

昨今は、会社の側が、広く個人投資家に対する企業情報の開示に努め、IR活動を推進し、株主総会を株主との双方向的コミュニケーションの場として活用する姿勢が顕著である。本書が、株主総会の最新実務に対する理解を深め、会社経営の健全性が図られることへの手助けとなるのであれば幸甚である。本書を手にとっていただいた読者に対し、心より感謝を申し上げる次第である。

本書出版にあたり、商事法務コンテンツ制作部の皆様には終始多大なるお世話になりました。心からのお礼を申し上げます。

令和7（2025）年1月

東京弁護士会 法律研究部 会社法部
部長 菅原 貴与志

豊泉貫太郎先生（東京弁護士会会社法部 元部長）に
本書を捧げます。